

## 特定健診未受診者対策事業委託業務提案募集要領

### 1. 趣旨

この要領は「特定健診未受診者対策事業委託業務」を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

- (1) 業 務 名 特定健診未受診者対策事業委託業務  
(以下、「本業務」という。)
- (2) 業 務 内 容 特定健診未受診者対策事業委託業務基本仕様書  
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 委 託 上 限 額 6,573,600 円 (消費税及び地方消費税を含む)  
※委託上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。
- (5) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 8 年度において、橋本市競争入札 (見積) 参加資格登録者名簿に登載されていること。
- (3) 橋本市から指名停止処分を受けていないこと、または指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に規定する更生手続開始の申立て中、または更生手続き中でないこと。また、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に規定する再生手続開始の申立て中、または再生手続き中でないこと。ただし、更生手続き開始の決定または再生計画認可の決定が、参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (5) 他市町村で特定健康診査未受診者対策事業の実績があること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が定めるプライバシーマークの付与、または国際標準化機構と国際電気標準会議とが共同で定める ISO/IEC27001 の認証を受けていること。

### 4. 日程

実施項目	実施期間または期限	方法
実施要領等の公表	令和 8 年 5 月 13 日 (水)	市ホームページ
質問書の提出期間	令和 8 年 5 月 14 日 (木) 午後 3 時から	電子メール

	令和8年5月18日（月）午後3時まで	
質問書の回答公開	令和8年5月20日（水）	市ホームページ
企画提案書等の提出期間	令和8年5月21日（水）午前9時から 令和8年5月27日（水）午後5時まで	持参または郵送 （簡易書留等）
参加辞退届の提出	令和8年5月27日（水）午後5時まで	持参または郵送 （簡易書留等）
プレゼンテーション	令和8年6月2日（火）午後予定	
選定結果通知	令和8年6月中旬	電子メール
契約締結	令和8年6月下旬	

## 5. 質問書の提出及び回答

橋本市特定健診未受診者対策事業委託業務提案募集要領（以下、「募集要領」という。）及び仕様書の内容に質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### （1）提出書類

質問書（様式1）

### （2）提出期間

令和8年5月14日（木）午後3時からから令和8年5月18日（月）午後3時まで

### （3）提出方法

事務局宛てにメールにより提出すること。なお、メール送信後、必ず電話により到着確認（土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）を行うこと。

### （4）回答

令和8年5月20日（水）に本市ホームページにて公開する。

### （5）その他

- ・ 質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加または修正事項とみなします。
- ・ 質問は本実施要領、仕様書および企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価および審査に係る質問は受け付けません。
- ・ 他の方法（電話等）による質問は一切受け付けません。
- ・ 回答に対する再質問は認めません。

## 6. 企画提案書等の提出

### （1）提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要書（様式3）

会社概要パンフレットを添付すること

ウ 業務実績書（様式4）

## エ 企画提案書（任意様式）

- ・用紙はA4判縦使い（A3版折込は可）両面印刷とすること。
- ・左側2か所をステープラで留めること（製本不要）。ただし、通知書等のサンプルを添付する場合はサンプルは留めなくても差し支えない。
- ・募集要領、仕様書の内容を踏まえたうえで、本業務を取り組むにあたっての考え方等について記載すること。また、その他現実的かつ意欲的な提案事項などがあれば、具体的に記載すること。
- ・特定健診受診率向上のための包括的な総合戦略を記載すること。
- ・受診勧奨物や健診受診案内などのデザイン案を複数作成し提示すること。なお、令和8年度から特定健診受診費用が無料となったことを効果的にアピールできるデザイン案があれば提示すること。
- ・本市から提供される特定健診の受診履歴・結果のデータ分析等の実施体制及び効果的な活用について記入すること。
- ・勧奨結果の分析及び報告の際に使用する市提供データの最終提供時期（いつ時点までの状況を反映できるか）を明記すること。
- ・セキュリティ及び個人情報保護体制、情報漏えい時の対応策等について記載すること。

## オ 特定テーマ提案書（様式5）

### ●テーマ「特定健診実施医療機関への実施前の協力依頼について」

- ・本市が年度末に令和9年度特定健診実施医療機関へ問診票等を配布する際、かかりつけ患者への特定健診受診勧奨が積極的に行われるような資材や説明書類等、受診率向上が期待できる手法等について分かりやすく簡潔に記載すること。

## カ 見積書（様式6）及び見積内訳書（様式7）

- ・見積書は総額を記載し、予定数量等は様式7を参考に見積内訳書で特定テーマ提案書を含む企画提案内容に基づいた各経費の内訳（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料等で分類すること）、積算根拠を記載すること。

## キ 業務責任者経歴書（様式8）

- ・履行期間をとおして本市と直接協議を行う責任者について記載すること。

## ク 業務実施体制表（様式9）

### (2) 提出部数

各8部（ただし、ア、イ、ウ及びカは1部とする）

### (3) 提出期間

令和8年5月21日（水）から令和8年5月27日（水）（土日祝日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (4) 提出方法

事務局へ持参（土曜日および日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）、または郵送（郵送の場合は、簡易書留等受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とし期限内必着とする。また、郵送する旨を 5 月 26 日（火）までに事務局へ電話連絡すること）

## 7. 辞退届の提出

参加表明書等の提出後に、参加辞退する場合は、参加辞退届（様式 10）を令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時までに事務局へ持参、または郵送（郵送の場合は、簡易書留とし期限内必着とする。また、郵送する旨を 5 月 26 日（火）までに事務局へ電話連絡すること）

## 8. プレゼンテーションの実施

### （1）実施日（予定）

令和 8 年 6 月 2 日（火）午後（時間は、後日通知）

### （2）場所

橋本市保健福祉センター内（詳細については、後日通知）

### （3）内容

プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分の計 30 分とする。

プレゼンテーションは説明途中であっても 15 分を超過した時点で終了とする。

### （4）その他

- ・開始 10 分前には控え室にて待機しておくこと。
- ・参加者側の出席者は、3 名以内とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。
- ・プレゼンテーションに際し、必要な機器（スクリーン及びプロジェクター）と電源は本市が用意する（必要な場合は企画書類にその旨を記載しておくこと）が、その他の機器（パソコン等）は参加者側で用意すること。

## 9. 選定方法

市は、提出された参加表明書等の資格審査を行い、参加資格要件を満たしていないと認めるときは、当該事業者は失格とする。

プレゼンテーション審査は、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により、選考委員会において審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次点者として決定し、プレゼンテーション参加者に通知する。市は、優先交渉権者と合意に向けた協議を行い、協議が調わない場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と協議を行う。

なお、参加表明者が 1 者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が 6 割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。

## 10. 失格事由

- (1) 提出書類の確認により、参加資格要件を満たしていないことが認められたとき。
- (2) 定められた期間内に提出書類等が提出されなかったとき（書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む。）。
- (3) 提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、または不正若しくは虚偽の記載があったと認められるとき。
- (4) 本プロポーザルの関係者及び選考委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、または疑惑を招く行為を行ったとき。
- (5) 定められたプレゼンテーションに参加しなかったとき。

## 11. その他

- (1) 提出物の作成に要した経費については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、市が複製を作成することがある。
- (5) 市は、提出された書類について、受託候補者選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された書類の著作権は提案者に帰属するが、橋本市情報公開条例（平成18年3月1日条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、市に対する情報公開の対象文書となる。ただし、市が条例第6条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除く。
- (7) 審査内容や審査結果に対する質問、異議等は受け付けない。
- (8) やむを得ない事情により、市が、プレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更とする場合がある。この場合において、これに要する経費については、本市に請求することはできない。

## 12. 事務局

所在地 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市健康福祉部いきいき健康課保健予防係 担当：山崎

電話 0736-33-6111（直通） FAX 0736-33-1668

e-mail ikiiki@city.hashimoto.lg.jp

(別表)

審査項目	評価項目	配点	
実施体制	適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する人員の配置及び組織体制が提案されているか。	20	
	業務責任者	同種業務の実績(年数及び件数)	10
		専任性(手持ち業務の件数)	10
企画提案内容	本市から提供される特定健診の受診履歴・結果のデータ等を基に効果的な対象者抽出分析を行うことが期待できるか。	15	
評価テーマ	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されているか。	30	
	提案内容は受診率の向上が期待できるものであるか。	40	
	提案内容に独創性があるか。	25	
プレゼンテーション 及び質疑応答	説明は丁寧で分かりやすく、理論的で説得力を有しているか。	10	
	質問に対する応答が的確かつ迅速か。	10	
	説明内容等から熱意や取組意欲が感じられるか。	10	
業務内容に対する理解度	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)市町村国保ヘルスアップ事業②d)特定健診未受診者対策の対象経費について理解しているか。 なお、別の事業経費についての提案は評価の対象外とする。	10	
参考見積金額	提案内容及び他社との見積金額を勘案し、妥当な金額となっているか。	10	
	計	200	